

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 22 日

岩美町長 榎 本 武 利

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岩美町全域

陸上、大羽尾、田河内、相谷、牧谷、駅前、町浦富、浜浦富、平野、久松、岩本、本庄、太田、河崎、新井、日ノ出町、高山、広岡、恩志、二恩志、坂上、高住、長郷、院内、荒金、黒谷、池谷、延興寺、外邑、小田、唐川、大坂、岩井、宇治、長谷、真名、相山、馬場、蒲生、法正寺、塩谷、神堀、山ノ神、銀山、横尾、洗井、蕪島、鳥越

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体	認定農業者	8 経営体
個人	13 経営体	認定就農者	2 経営体
集落営農（任意組合）	3 組織	その他の農業者	9 経営体

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

- 土地利用型農業については、認定農業者、集落営農組織や今後規模拡大を計画している農業者を中心に作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受け生

産性の向上を図る。

○新規就農の促進については、研修機関である(一財)岩美町振興公社を中心に町内外から就農希望者を確保する。

○低コストの促進については、農業生産法人や集落営農組織の設立を促進し、農業用機械や農業用施設の共同利用を行い、経費の削減を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 22 日

岩美町長 榎 本 武 利

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体	認定農業者	3 経営体
個人	2 経営体	認定就農者	経営体
集落営農（任意組合）	組織	その他の農業者	経営体

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

○土地利用型農業については、認定農業者、集落営農組織や今後規模拡大を計画している農業者を中心に作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受け生産性の向上を図る。

○新規就農の促進については、研修機関である（一財）岩美町振興公社を中心に町内外から就農希望者を確保する。

○低コストの促進については、農業生産法人を中心に、農業用機械や農業用施設の共同利用を行い、経費の削減を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 22 日

岩美町長 榎 本 武 利

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岩常集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体	認定農業者	1 経営体
個人	2 経営体	認定就農者	経営体
集落営農（任意組合）	組織	その他の農業者	2 経営体

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

○土地利用型農業については、認定農業者、農事組合法人を中心に作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受け生産性の向上を図る。

○新規就農の促進については、研修機関である（一財）岩美町振興公社を中心に町内外から就農希望者を確保する。

○低コストの促進については、農事組合法人を中心に農業用機械や農業用施設の共同利用を行うとともに、直播栽培の取組を推進することで経費の削減を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 22 日

岩美町長 榎 本 武 利

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白地集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体	認定農業者	2 経営体
個人	2 経営体	認定就農者	経営体
集落営農（任意組合）	組織	その他の農業者	1 経営体

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

○土地利用型農業については、認定農業者、農事組合法人を中心に作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受け生産性の向上を図る。

○高付加価値化については、白地米のブランド化による収益アップを目指し、県特裁認証を取得することで差別化し、農業所得の向上を図る。

○新規就農の促進については、研修機関である（一財）岩美町振興公社を中心に町内外から就農希望者を確保する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 22 日

岩美町長 榎 本 武 利

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小羽尾集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	経営体	認定農業者	経営体
個人	1 経営体	認定就農者	1 経営体
集落営農（任意組合）	組織	その他の農業者	経営体

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

○土地利用型農業については、認定新規農業者や今後規模拡大を計画している農業者を中心に作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受け生産性の向上を図る。

○新規就農の促進については、研修機関である（一財）岩美町振興公社を中心に町内外から就農希望者を確保する。

○低コストの促進については、担い手である認定新規就農者を中心に、農業用機械や農業用施設の共同利用を行い、経費の削減を図る。